

# 空き家対策の取り組み状況について

空家等対策の推進に関する特別措置法  
(H27.5.26 全面施行)

## 新潟市空家等対策計画 (H28.3 策定・公表)

### 基本的方針

- (1) 空家等の所有者等による管理の原則
- (2) 地域（市民）・関係団体との連携
- (3) 市は危険性回避のための必要最小限の措置を実施

### 取組方針

- ① 発生の抑制
- ② 活用の促進
- ③ 適正管理の促進
- ④ 管理不全の解消

### ■空家等対策の推進に関する連携協定の締結 (H28)

- ・不動産、法務、建築など関係13団体と連携協定を締結
- ・空き家に関する周知・啓発、活用促進などで連携・協力体制を構築



連携協定締結式  
(H29.1.25)

- [不動産] (公社)全日本不動産協会新潟県本部  
(公社)新潟県宅地建物取引業協会  
新潟県土地家屋調査士会
  - [法務] 新潟県行政書士会  
新潟県司法書士会  
新潟県弁護士会
  - [建築] (公社)新潟県建築士会  
(一社)新潟県建築事務所協会  
新潟住宅相談協議会
  - [解体] (一社)新潟県解体工事業協会
  - [管理] (公社)新潟市シルバー人材センター  
(一社)新潟市造園建設業協会
  - [相談] (一社)全国空き家相談士協会新潟支部
- ※連絡会には新潟地方法務局も参加

### ■空き家啓発パンフレットなどによる周知・啓発 (H28~)

- ・関係団体協力のもと啓発パンフレットを作成・配付、市報やHPで周知
- ・納税通知書（市外在住者宛）に啓発チラシを同封（H30年）
- ・タウンページ(中央区版)別冊チラシを配布（R1年）



空き家啓発パンフレット



NTTタウンページへの空き家のチラシを同封

### ■空き家無料相談会・セミナーなどの開催 (H29~)

- ・関係団体との共催により、個別相談会・対策セミナーを開催
- ・市政さわやかトーク宅配便を通じて周知・啓発

空き家無料相談会  
H29年度(1回開催)  
・H30.1.14 相談者25組 相談件数32件  
※同日、司法書士会講師による対策セミナー開催

H30年度(2回開催)  
・H30.9.1 相談者27組 相談件数46件  
・H31.1.20 相談者17組 相談件数32件

R1年度(1回開催)  
・R1.8.4 相談者13組 相談件数28件  
・R1.12.1 相談者12組 相談件数33件

市政さわやかトーク宅配便  
[他人事ではない空き家の話 ~みんなで考える空き家対策~]  
平成29年度 15回開催、参加者416名  
平成30年度 20回開催、参加者466名  
令和元年度 11回開催、参加者402名



### ■空き家活用リフォーム推進事業 (H26~)

- ・地域の茶の間や高齢者シェアハウス、こども食堂などの福祉活動や、住み替えなどに空き家を活用する場合に、リフォーム費用の一部を支援



空き家を地域の茶の間として活用した事例（北区）

### ■地域提案型空き家活用事業 (H26~)

- ・地域（自治会・町内会など）による主体的な空き家の調査・研究活動を支援
- ・地域で空き家や跡地を活用する場合に、改修や除却費用の一部を支援



空き家を除却し、コミュニティ農園として活用した事例（中央区）

### ■管理不全な空き家への対応

- ・現地及び所有者を調査し、粘り強い注意喚起（文書送付、訪問など）で約5割弱が改善（見込みを含む）
- ・注意喚起に反応がない所有者等の状況を把握するため、文書を再送する際、「意向確認シート」を同封し、希望者には専門団体への相談の機会を調整（R1試行）
- ・所有者不在や注意喚起でも改善しない保安上危険な空き家については、「特定空家等」に認定し、行政指導に移行
- ・空き家の状態や権利関係などに応じ、行政処分のほか、市建築条例に基づく応急危険回避措置や財産管理人制度など様々な手法を検討・実施

### ■UIJ支援にいがたすまいリフォーム助成事業 (H28~)

- ・新潟県外からの移住・定住者に対して、住宅リフォーム費用の一部を支援
- ・「移住モデル地区」や空き家を活用する場合は支援を拡充



### ■空き家の発生を抑制するための特例措置 (H28~)

- ・被相続人が居住していた空き家を相続した人が、当該家屋又は取り壊し後の土地を譲渡した場合、その譲渡所得から3000万円を特別控除する制度

